令和８年　第１１回米子市教育委員会定例会会議録

日　時　　令和８年８月２０日（木）午後３時
場　所　　教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦　林　　実（教育長）
白　井　靖　二
荒　川　陽　子
塩　地　淳　子
永　井　善　郎

説明のため出席した職員の職 氏名

事務局長	金　川　和　弘
こども政策課長	永　榮　一　博
事務局主査	遠　藤　幸　子
こども施設課長	矢　野　伴　典
学校教育課長	平　野　勝　久
生涯学習課長	田　中　崇　詞
学校給食課長	長谷川　百合子
こども施設課長補佐	前　畑　昇　吾
こども支援課長補佐	田　中　喜　之
学校給食課長補佐	藤　岡　　聡
スポーツ振興課長補佐	松　永　祐　樹
文化振興課長補佐	林　　英　樹
こども政策課担当課長補佐	佐　藤　祐　佳
こども政策課係長	前　田　万佑子
こども政策課主事	末　政　卓　也

議事日程

第１　会議録署名委員の指名
第２　前回の会議の会議録の承認
第３　教育長の報告

第４　議　事

議案第４７号　工事請負契約の締結について

議案第４８号　財産の取得について

議案第４９号　財産の取得について

議案第５０号　令和８年度米子市一般会計補正予算（補正第５回）について（教育委員会の所管に属する部分）

議案第５１号　令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

報告第　９号　教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について

報告第１０号　教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について

開　会　　午後３時

〇浦林教育長　ただいまから、令和８年第１１回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

１　会議録署名委員の指名

〇浦林教育長　それでは、日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に永井委員を指名いたします。

２　前回の会議の会議録の承認

〇浦林教育長　次に、日程第２、前回の会議の会議録の承認に移ります。

前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

〇金川教育委員会事務局長　前回の会議の概要でございますが、７月２４日に定例会が開催され、議案第４６号「令和８年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命について」をご審議いただき、原案のとおり任命との審議結果でございました。

また、報告第８号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」を報告いたしました。

前回の会議の概要は、以上でございます。

〇浦林教育長　前回の会議の会議録を承認します。

３　教育長の報告

〇浦林教育長　次に、日程第３、教育長の報告について私から報告をいたします。

本日は２点、ご報告をいたします。

１点目は、小中サミットについてです。７月３１日に小中サミットを開催しました。会の挨拶でも話しましたが、平成２８年から始め８回目の開催となりました。子どもたちの２学期からの新たな取組に繋がっていけばと期待をしております。

それからもう１点は、全中のバドミントン大会についてです。午前中にバドミントンの開会式に出席してきました。その中で、鳥取県の生徒が選手宣誓、男女１人ずつでやっておりましたが、かなりの長文だったんですが、堂々と素晴らしい宣誓をしてくれました。今回、全国から集まっている選手の中で、将来、国際大会等で活躍する選手もいるんだろうなと思いながら帰ってきました。米子での大会が飛躍

の大きなきっかけに繋がる、そんな大会になってくれると私達としても嬉しいなというふうに思いながら帰りました。まだ３日間実施されますので、もし時間がありましたら、産業体育館の方で応援をしていただければと思います。

４　議　事

○浦林教育長　日程第４、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第４７号から議案第５０号までの各議案については、米子市として８月２５日に公表を予定しているため、また、報告第１０号については、人事に関する案件であり、内容を公にすることはなじまないため、これら４議案及び報告１件を非公開とすることを提案したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○浦林教育長　異議がないようですので、議案第４７号から議案第５０号まで及び報告第１０号については、非公開といたします。

議案第４７号から議案第５０号までについては非公開ですので、関係者以外の方の退席をお願いします。

○浦林教育長　それでは、日程第４、議事に入ります。

はじめに、議案第４７号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○矢野こども施設課長　議案第４７号「工事請負契約の締結について」に関しましてご説明いたします。説明の方は、当日配布資料の３ページと４ページを使って行いたいと思います。

まず、３ページの議案第４７号でございますが、こちらは教育に関する事務に係ります工事請負契約の締結に関して、来月の米子市議会９月定例会に上程する議案についてお諮りし、教育委員会としての意見を取りまとめようとするものでございます。

４ページをご覧ください。こちらに市議会９月定例会に上程するために作成する議案をお示ししております。案件といたしましては、小中学校の照明のＬＥＤ化を行うものでございます。昨年度に引き続き今年度は小中学校１４校において、ＬＥＤ照明への更新を行うものでございますが、予定価格の方が１億５，０００万円以

上の工事請負にあたるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によりまして議会の議決が必要であることから、議案を提出しようとするものでございます。工事の場所、契約金額及び契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。説明は以上です。

○浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

○浦林教育長　質疑がないようですので、採決いたします。

議案第４７号については、「付すべき意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○浦林教育長　異議がないようですので、議案第４７号「工事請負契約の締結について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長　次に、議案第４８号「財産の取得について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○矢野こども施設課長　議案第４８号「財産の取得について」をご説明いたします。説明は、先ほどと同じ当日配布資料の５ページから７ページにて行いたいと思います。

まず５ページ、こちらの方に議案第４８号を記載させていただいておりますが、こちらは教育に関する事務に係ります財産の取得に関して市議会９月定例会に上程する議案についてお諮りし、教育委員会としての意見を取りまとめようとするものでございます。次のページ、６ページそれから７ページにも一部かかっておりますが、そちらの方をご覧ください。こちらの方に議会の方に上程するために作成する議案をお示ししております。

本件は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和２年度に配備した小学校教職員用タブレット端末について、耐用年数の経過に伴う更新を行うため、６５４台を購入するものでございますが、予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に当たるため、地方自治法の規定によりまして、議会の議決が必要であることから、議案

を提出しようとするものでございます。取得する財産の表示、取得価額、契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。

本件の契約手法につきましては、６月３０日の初回入札が不調に終わりまして、８月７日に再入札を行いましたが、そのときも参加社が１社にとどまりまして、入札自体が中止となった経緯がございます。これを受けまして、地方自治法施行令の規定に基づきまして、この再入札に参加した１社の事業者と随意契約を締結するものでございます。説明は以上となります。

○浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

○荒川委員　数量の６５４台というのは、これは学校の管理職の先生方も含めたものでしょうか。

○前畑こども施設課長補佐　はい、管理職、校長、教頭ですとか、それから養護教諭、栄養教諭ですとか、そういった方々を含めた数字でして、プラスで予備としての台数も含めてカウントしております。具体的には、教職員の数としては６１７台、予備として３７台ということを計上しております。

○浦林教育長　その他いかがでしょうか。

○白井委員　質問です。今の、随意契約になったということですけど、随意契約になったことで本来想定していた入札での金額との差みたいなものはどうでしょうか。

○矢野こども施設課長　大前提として予定価格以下のもので契約、随意契約ということになっておりますので、予算の範囲内といいますか、予定価格の範囲内で成立させていこうと思います。

○浦林教育長　その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（なしの声）

○浦林教育長　質疑がないようですので採決いたします。

議案第４８号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませ

んか。

（異議なしの声）

○浦林教育長　異議がないようですので議案第４８号「財産の取得について」は「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長　次に、議案第４９号「財産の取得について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○長谷川学校給食課長　議案第４９号「財産の取得について」ご説明申し上げます。当日追加でお配りさせていただきました資料の９ページから１１ページをご覧ください。
本件は、米子市立第二学校給食センターで調理された学校給食の配送を受ける米子市立学校給食用の食器等として取得するものでございます。購入に当たりまして、予定価格が２，０００万円以上となることから、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により市議会の議決が必要でありますことから、市議会に提出する議案の作成をすることについてご意見をお伺いするものでございます。
１０ページ中ほどから１１ページにかけて、取得する財産の表示、取得の目的及び取得の価額につきましては記載のとおりでございます。また、１１ページには契約の相手方が記載されております。説明は以上でございます。

○浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

○浦林教育長　質疑がないようですので、採決いたします。
議案第４９号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○浦林教育長　異議がないようですので、議案第４９号「財産の取得について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

〇浦林教育長　次に、議案第５０号「令和８年度米子市一般会計補正予算（補正第５回）について（教育委員会の所管に属する部分)」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〇永榮こども政策課長　議案第５０号「令和８年度米子市一般会計補正予算（補正第５回）について（教育委員会の所管に属する部分)」についてご説明申し上げます。

議案書の３ページをご覧ください。本議案は、米子市議会９月定例会に提出を予定しております補正予算案について、教育委員会の意見を取りまとめようとするものでございます。

次のページ、議案書４ページをご覧ください。補正予算の合計額は、表の最下段になりますが、７６万８，０００円を増額しております。

次に、５ページをご覧ください。こちらに概要を記載しております。こども政策課所管の事業でございますが、米子市日吉津村中学校組合清算金分配金といたしまして、７６万８，０００円を計上しております。これは、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い、解散に係る市村協議により、本市に帰属している清算金のうち、日吉津村分を日吉津村に分配するため予算を計上し、対応するものでございます。説明は以上でございます。

〇浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

〇浦林教育長　質疑がないようですので、採決いたします。

議案第５０号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

〇浦林教育長　異議がないようですので、議案第５０号「令和８年度米子市一般会計補正予算（補正第５回）について（教育委員会の所管に属する部分)」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

〇浦林教育長　議案第４７号から議案第５０号までの審議が終了いたしましたので、一旦ここで休憩いたします。

〇浦林教育長　では、再開したいと思います。

次に、議案第５１号「令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〇永榮こども政策課長　議案第５１号「令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」ご説明申し上げます。

議案書の６ページをご覧ください。５月から６月にかけまして、３回にわたりご協議いただきました内容につきまして、教育委員の意見として取りまとめをいたしました。その後、８月３日に外部の学識経験者の方々から意見の聴取を行い、これを盛り込んだ形での最終報告書となります。本日は、これらをご確認いただき、報告書を完成させる運びでございます。

そういたしますと、次のページ、令和８年度実施令和７年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価報告書に基づき、ご説明させていただきます。点検・評価報告書は、議案とは別にページを振っておりますので少し分かりづらいですが、この報告書のページで進めさせていただきたいと思います。

まず、点検・評価報告書の１ページをご覧ください。まず、１、点検・評価の目的でございます。下から２行目にありますように、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、２、教育委員会の構成及び会議の開催状況でございます。（１）教育委員会の構成は、令和７年度の委員名簿と任期となっております。（２）会議の開催状況は、開催実績について記載しております。

次のページ、２ページをご覧ください。３、教育委員会の会議での審議状況でございます。教育委員会で審議しました案件を内容ごとに分類して、件数を分類番号別にまとめ、記載しております。２ページ中段から４ページまでは、教育委員会の各会議における審議案件と分類番号を記載しております。

次に、５ページをご覧ください。４、教育委員会の会議以外の活動状況でございます。教育長及び教育委員の主な活動状況を記載しております。

次に、６ページをご覧ください。５、教育委員会事務局の組織及び７ページ、６、教育委員会事務局の主な担当業務について記載しております。内容は記載のとおりでございます。

次に、８ページをご覧ください。８ページからは、点検・評価の具体的な実施内容に関わる部分でございます。まず、７、点検・評価と米子市教育振興基本計画との関係についてでございます。令和４年２月に策定いたしました米子市教育振興基本計画は、計画期間を令和４年度から８年度までとしております。この計画では、本市教育が中長期的に目指すべき姿を基本理念として示すとともに、基本理念を支える４つの基本目標を掲げております。具体的な施策を実施するに当たり、基本目標の実現に向けた基本施策について、教育委員会がその進捗状況や課題等を踏まえて、点検・評価をいたしました。なお、公民館に関する事務については、令和４年度から市長部局へ移管し、教育委員会の所掌事務ではなくなったため、教育委員会では点検・評価を行わないこととしております。ページが飛びますが、８３ページ、８４ページに資料として米子市教育振興基本計画体系図を載せておりますのでご確認ください。

ページを戻っていただきまして、８ページになります。８ページの８、点検・評価の方法についてでございます。（２）点検・評価の区分でございますが、①主な取組（個別事業）の点検・評価については、取組状況及び数値目標に対する実績を評価基準に基づき二重丸、丸、三角、バツの４段階で評価いたしました。②基本施策評価（総合評価）については、重要度をⅠからⅢの３段階で設定しまして、その基準は資料の表に記載のとおりです。主な取組（事務事業名）の評価及び各事業の重要度を用いて点数化しまして、その点数及び取組状況の総括を参考に、評価年度の基本施策の到達度の観点から、総合的にＳからＤまでの５段階で評価いたしました。

次に、１０ページから１５ページまで、９、点検・評価結果の概要を記載しております。まず、（１）総合評価でございますが、令和７年度は１８の基本施策について、順調なものＡは１１件、パーセンテージで言いますと６１％、概ね順調なものＢは７件、３９％でした。目標達成されたものＳ、やや遅れているものＣ、遅れているものＤはございませんでした。令和６年度の取組状況と比べ、評価がＢからＡに上がった施策も複数あり、全体としては概ね順調に進捗したものと評価しております。

続きまして、１０ページ下段、（２）基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画における４つの基本目標ごとに、基本施策を評価し、教育委員及び学識経験者の意見、見識を記載しております。教育委員の個別意見につきましては、少し飛びますが１８ページからの基本施策ごとの点検・評価票の中にも記載しております。

少し戻っていただきまして、１６ページをご覧ください。こちらに、１０、学識

経験者の知見について、記載しております。教育委員会としての点検・評価の結果をまとめるに当たりまして、点検・評価の客観性を高めるために、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用することとしております。８月３日に、こちらに記載しております３名の学識経験者から点検・評価に関する意見を伺いました。学識経験者の知見につきましては、１８ページからの基本施策ごとの点検・評価票の中に記載しております。

以上、内容の説明でございまして、今後でございますが、この点検・評価の報告書につきましては、市議会９月定例会の常任委員会で報告した後、ホームページ等で公表することとしております。説明は以上でございます。

〇浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

〇荒川委員　５ページのところに活動状況っていう記載があるかと思うんですけども、教育長さんや職務代理で白井さんがいろいろお出かけいただいてると思うんですが、去年に関しては中国地区の研修大会があったと思いますがどうでしょう。記載しなくてもいいのか、ちょっとその辺の必要性がわからないので伺っています。中国大会は７月１７日で、県の方が令和８年の１月３１日だったと思います。必要がなければこのままで大丈夫だと思いますし、状況を判断していただいて、必要があればこちらに記載していただければと思います。

〇永榮こども政策課長　ご指摘いただきました中国地区の大会につきましては、こちらに記載することで、修正させていただきたいと思います。

〇浦林教育長　中国大会追加ということでよろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。

（なしの声）

〇浦林教育長　では質疑がないようですので採決いたします。議案第５１号については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

〇浦林教育長　異議がないようですので議案第５１号「令和７年度教育に関する事

務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり承認することにいたします。

〇浦林教育長　次に、報告第９号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〇永榮こども政策課長　報告第９号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」ご報告申し上げます。

議案資料の７ページをご覧ください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、１、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容については、次のページ、８ページの令和８年８月１２日付人事異動表のとおりでございます。

次に、２、臨時代理を行った日は、令和８年８月５日でございます。

次に、３、臨時代理を行った理由は、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が事務を臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

〇浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

〇浦林教育長　それでは、次の報告第１０号については非公開ですので、関係者以外の方の退席をお願いいたします。説明員の入れ替えのため暫時休憩いたします。

〇浦林教育長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

【非公開】報告第１０号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」

〇浦林教育長　では、本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和８年第１１回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉　会　　午後３時２９分